

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2020年9月号

新型コロナウイルスに関する 消費者トラブルに注意！！

新型コロナウイルス感染症拡大に便乗したり、不安につけこむ手口による消費者トラブルが全国的に発生しています。

今後も、在宅時間が伸び、通信販売を利用する機会が増えるなど、生活スタイルの変化が予想されます。それに伴う消費者トラブルにあわないように備えましょう。



あなたなら、どう対応しますか？



事例1



大手製薬会社の名義で封筒が届き、社債に関するパンフレットと、政府の要請で新型コロナウイルス感染症治療薬を開発しているという説明が入っていた。

数日後、その会社の社員を名乗る人から、「今のうちに社債を買っておいた方がよい」と電話があった。



事例2



自分あてに注文した覚えのないマスクが届いた。後から高額な請求をされる場合があると聞き、心配だ。



事例3



友人から、「ある会社に頼めば、無職でも企業向けの持続化給付金を受け取ることができる。確定申告書類も代理で作成してもらえ、手数料として受け取った給付金の半分を支払えばいい。」と誘われた。頼んでも大丈夫だろうか。



何かおかしいと思った場合や、不安な場合は、迷わず最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

ー 注意とアドバイス ー

コロナウイルスに便乗した手口

(事例1)

・大手製薬会社を騙った悪質な勧誘です。この他、公的機関の職員を名乗るなどの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの不審なメール等が、全国で報告されています。**安易に話に乗ったり、返信したりしないようにしましょう。**

・そのほか、収入の減少への不安を狙った「簡単に別収入が得られる」「個人間で融資します」などのあやしい勧誘に注意しましょう。



送り付け商法

(事例2)

・まず、家族や知人が注文していないか確かめましょう。

・**商品が届く前に、業者からの連絡がなかった場合は、売買契約が成立していないので、代金を支払う必要はありません。**こちらから連絡する必要もありません。

・内容確認のため開封したとしても、商品を使用せずに保管し、14日間経過すれば、自由に処分できます。



給付金や助成金に関する詐欺に注意！

(事例3)

新型コロナウイルス対策のための様々な制度がつくられていますが、役所や公的機関の職員が、訪問して通帳やキャッシュカードを預かったり、電話やメール、SMSで**個人情報や暗証番号を聞き出したりすることは絶対にありません。**

また、事業者向けの給付金を「自営業をしていることにして申請すればよい」などとうたった、**不正受給を持ちかける悪質な誘いには絶対に乗らないでください。**誘いに乗ったご自身も罪に問われるおそれがあります。



新型コロナウイルス感染症の影響で 次のようなトラブルも増えています

通信販売

通信販売は**クーリング・オフが適用されません**。消費者が必要な情報を確認し、了解したうえで申し込むことができるためです。以下の点を必ず確認しましょう。



- ・販売業者の情報
住所、電話番号、メールアドレスに不審な点がないか。また、ネットで販売業者の評価を検索してみる
- ・販売条件
価格（消費税・送料等）、商品到着時期、複数回の購入が前提となっていないか等
- ・支払い方法
複数の方法から選択できるか等
振込先が個人の口座であるものは危険
- ・返品・解約の条件
必ず目を通しましょう

ホテルやチケットのキャンセル料

申し込むときに注意！

・キャンセル料は、原則として申込時の取り決め（利用規約等）に従うこととなります。「どういう場合に解約できるのか」、「キャンセル料がいつから、どのくらいかかるのか」等を必ず確認しましょう。

キャンセルする時は交渉を！

・キャンセルの原因が、新型コロナウイルスの影響や災害など、消費者の都合ではない場合、交渉に応じてもらえる場合があるので、事業者と話し合ってみましょう。

かたり調査に注意

国勢調査 調査員を装った不審な訪問者や、国勢調査をかたる不審な
2 2 電話・メールなどに注意！

- * 9月中旬から国勢調査の重要な書類が配布されます。
- * かたり調査対策として、インターネット回答は有効な手段となります。
- * 回答はかんたん便利なインターネット回答をご利用下さい！

不審に感じる可能性がある場合は、お住まいの市役所・町役場（統計担当課）にご連絡ください。



国勢調査 2020
総合サイト



家庭でできる 防犯対策



特殊詐欺被害のほとんどは固定電話がきっかけです。固定電話を**在宅でも留守番電話に設定**するなどの対策をして、犯人や悪質業者と話をしないようにしましょう。



ただいま防犯対策のため、留守番設定にしています。

「くらしの講座」オンライン受講生募集!

参加費：無料 定員：各回 30名

<p>今年度のくらしの講座は、オンライン (Zoom) で開催します。 専門家や大学の先生などを講師に、消費生活の問題について学びましょう!</p> <p>【各講座参加の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホームページ (http://www.kuranavi.jp) からお申込みください。各講座の開催日の1週間前まで受付します。 2. Zoomについての説明と講座詳細をメールでお送りします。 3. 限定公開講座の「招待メール」をお送りします。 4. 講座開始時間に「招待メール」をクリックして受講開始。 <p>【お問合せ先】 公益社団法人 ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地 TEL 0776-52-0626</p>	開催日時・講義内容等	
	9月22日(火) 祝日 13:30~14:30 (60分)	くらしと家計を守る! コロナ禍の生活術 生活経済ジャーナリスト ファイナンシャルプランナー いちのせかつみ氏
	9月29日(火) 13:30~14:30 (60分)	今こそ学ぼう! 災害を生き抜くための知恵 特定非営利活動法人 まちの防災研究会 理事長 松森 和人氏
	10月3日(土) 13:30~14:30 (60分)	人はなぜ騙される!? 心のすきまにご用心 立正大学 心理学部 対人・社会心理学科 教授 西田 公昭氏
10月10日(土) 13:30~14:30 (60分)	科学的に考える! 食の安全とリスク 国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部長 畝山 智香子氏	

「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

9・10月の開設日

開設時間 14:00 ~ 16:00

分野	9 月		10 月	
福井弁護士会(法律)	1日(火)	県消費生活センター	1日(木)	県嶺南消費生活センター
	3日(木)	敦賀市消費生活センター (☎0770-22-8115)	6日(火)	県消費生活センター
	16日(木)	大野市消費者相談センター (☎0779-66-1111)	21日(木)	県消費生活センター
司法書士(法律)	24日(木)	県嶺南消費生活センター	22日(木)	県嶺南消費生活センター
福井県建築士会(建築)	—	—	19日(月)	県消費生活センター
(一社)ECネットワーク(インターネット)	24日(木)	県消費生活センター	—	—

*事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。
 9月3日(木)、16日(木)の申込受付は、開催場所の市のセンターでもできます。

消費生活のご相談は・・・

(土日も相談を受け付けています)



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA 7階)

☎: 0776-22-1102

FAX: 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

☎: 0770-52-7830

FAX: 0770-52-7831(嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間 9:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188 (局番なし)

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

発行

福井県安全環境部県民安全課

☎ 0776-20-0287

〒910-8580 福井市大手3-17-1

FAX 0776-20-0633

<安全安心ふくいツイッター>



消費に関する安全安心の情報を発信しています。ぜひ、フォローして下さい。